埼玉県助成金・支援金・助成金

・事業再構築補助金の上乗せ補助(さいたま市)

対象:以下のすべての要件を満たす必要があります。

- (1)令和4年4月1日時点及び当該補助金申請日時点で、ア、イいずれかに 該当すること
- ア) さいたま市内に本店等を有する法人
- イ)さいたま市内に住民登録があり、かつ市内に事業所等を有している個人
- (2)「事業再構築補助金」の採択を受け、令和4年8月12日までの補助金 確定通知書を受けているもの
 - (3) 法人市民税(法人)、個人市民税(個人)を滞納していないこと
- (4)過去に同一事業で事業再構築補助金効果向上補助金の交付を受けていないこと

https://www.sozo-

saitama.or.jp/topic/%E3%80%90%E4%BB%A4%E5%92%8C4%E5%B 9%B4%E5%BA%A6%E3%80%91%E4%BA%8B%E6%A5%AD%E5%86 %8D%E6%A7%8B%E7%AF%89%E8%A3%9C%E5%8A%A9%E9%87 %91%E3%81%AE%E4%B8%8A%E4%B9%97%E3%81%9B%E8%A3% 9C%E5%8A%A9%E5%85%AC%E5%8B%9F/(さいたま市産業創造財団 HP)

・飯能市小規模事業者等持続化・事業再構築支援金(飯能市)

対象:以下を満たすもの

- 1.国の持続化補助金(一般型:第5回~第7回公募分、低感染リスク型ビジネス枠:第1回~第6回公募分)又は事業再構築補助金(第1回~第5回公募分)の交付決定を受けていること。
- 2.市が定める申請期間中に書類の不備なく申請ができること。
- 3.飯能市内に本社(法人)又は主たる事業所(個人事業主)を有すること。
- 4.市税に未納がないこと。

https://www.city.hanno.lg.jp/article/detail/5547(飯能市 HP)

・令和4年度事業所等賃料補助金(白岡市)

対象:次の1から5の全て満たしていることが条件となります。

- 1.申請日時点で事業を継続していること
- 2.中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者
- 3.市内に事業所等を賃借していること
- ※土地(資材置場、駐車場等)、倉庫等は対象外
- ※土地のみを賃借し、自己所有の建物で事業を行っている場合は対象外
- 4.新型コロナウイルス感染症の影響により、 令和4年1月から同年3月までの 任意の月の売上高が、令和3年又は令和2年の同月に比して5%以上減少若しくは、平成31年の同月に比して15%以上減少していること。
- 5.市税等を滞納していないこと

http://www.city.shiraoka.lg.jp/14889.htm(白岡市 HP)